

## 日本国際経済学会機関誌『国際経済』および『The International Economy』 全号電子アーカイブ化に伴う著作権移譲に関する告知（お願い）

会員ならびに著者各位

日本国際経済学会（以下「本会」という）は、1950年の創立以来、機関誌『国際経済』を刊行して参りました。また、1995年から新たに刊行を開始した『国際経済（投稿号）』は、今日の英文による査読付き投稿論文掲載誌『The International Economy』に引き継がれております。両機関誌『国際経済』および『The International Economy』の刊行を継続できておりますことは、ひとえに会員各位のご支援、ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。（以下、『国際経済』および『The International Economy』を「両機関誌」という。）

此の度、本会は科学技術振興機構の電子アーカイブ対象選定委員会によって、本会の両機関誌が創刊号以降の全号を電子化してアーカイブされる対象誌として選定されました。この電子アーカイブとは、誌面を電子データ化し、同機構インターネットウェブサイト上で公開することをいいます。これにあたっては、電子化された論文すべてが同機構のサーバに保存されるため、著作権が本会に帰属していることが条件となります。本誌の電子アーカイブ化にあたっては、著作権法により、掲載された論文などの著者からその著作権（複製権、公衆送信権を含む）の許諾又は譲渡を必要とします。これまで、投稿規定内に著作権移譲に関する規定がなかったため、著作権の移譲が明確にされていない状態となっておりました。これらの事情から本電子アーカイブ化を進めるにあたり、創刊号以来の著作についても著作権は本会に帰属して戴く事と致したく、本来であれば会員ならびに著者の皆様お一人ずつに「著作権の許諾手続き」を行うべきではございますが、当該公告を以って著作権の譲渡をお願い申し上げる次第です。

万一、この件に関しましてご了承戴けない場合、あるいはご不審の点がある場合は、2010年3月20日までに本会事務局に文書または電子メールでお申し出下さい。本会は、このお知らせが著者の皆様の目に触れることを前提としておりますが、何らかの事情でこの件をお知りになる機会がなかった場合には、期限を過ぎましても、あらためて個別にご相談させていただく所存です。なお、お申し出のない場合には、ご了承戴けたものとし、電子アーカイブとして公開する時期が参りました段階で、論文を掲載させて戴きたいと存じますが、公開後の会員ならびに著者の皆様からの記事取り下げ要求に際しても柔軟に対応させて戴きます。又、前述のとおり、創刊号以降の全号を電子アーカイブ化するにあたって本会に全ての冊子が所蔵されていないと確認された場合には、改めて会員ならびに著者各位に対して該当冊子の寄贈をお願いする場合がございますので、その際には何卒、会員および著者各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1  
神戸大学大学院経済学研究科 中西訓嗣研究室気付  
日本国際経済学会本部事務局  
電子メール：jsie-office@econ.kobe-u.ac.jp  
TEL：078-803-6837（直通）  
FAX：078-803-7293（研究科事務室）